

京 都 大 学 民 間 等 共 同 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (研究料)                      第8条 民間等共同研究員は、研究料を納付しなければならない。                      2 前項の研究料の額は、次の各号に掲げる額とする。                      (1) 研究期間が6月以内の場合 <u>216,000円</u>                      (2) 研究期間が6月を超え1年以内の場合 <u>432,000円</u>                      (3) 研究期間が1年を超える場合 前号の額を年額とし、当該研究期間に応じた年額及び第1号又は前号の額を合計した額                      3～4 (略)                      (後 略)</p>	<p>(研究料)                      第8条 民間等共同研究員は、研究料を納付しなければならない。                      2 前項の研究料の額は、次の各号に掲げる額とする。                      (1) 研究期間が6月以内の場合 <u>220,000円</u>                      (2) 研究期間が6月を超え1年以内の場合 <u>440,000円</u>                      (3) } (同 左)                      3～4 }</p> <p>附 則                      1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。                      2 研究期間が平成31年9月30日までに終了する共同研究については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。                      3 改正後の規定は、平成31年4月1日以後に受入れを決定した共同研究について適用し、同日前に受入れを決定した共同研究については、なお従前の例によることができる。</p>